

令和7年度 三重小学校いじめ防止基本方針

1 全体構想

【いじめ防止基本方針作成の目的】

三重小学校では、心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校、保護者、地域と一体になって児童生徒を守り育むとともに、安心して生活し学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。



【めざす児童・生徒像】

- 粘り強くやり抜く子ども (強く)
- 正しい判断ができる子ども (正しく)
- 思いやりの心を持つ子ども (美しく)

いじめ対策委員会

この委員会組織は、学校基本方針に沿った具体的な取組の計画・修正、相談、通報の情報共有、対応の協議を行うと共に、いじめの疑いも関わる緊急会議を開催し、指導や支援・対応方針決定の役割を担う。

- 校長 ○教頭 ○教務主任 ○生活指導主任 ○学級担任
- 養護教諭 ○関係職員 ○特別支援コーディネーター
- 教育相談コーディネーター

専門家・外部関係者

必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣を教育委員会に要請する。

- 学校評議員
- 民生・児童委員

育友会・地域との連携

児童の保護者として、子育てのあり方を検証し、学校や地域との活動に連携・協力する。

- 育友会役員
- 学校安全ネットワーク

関係機関との連携

学校や地域と一体となって、子どもたちを育てるため活動に連携協力する。

- 長崎市社協三重支部
- 警察

児童会・生徒会

いじめを「しない・させない・許さない」取組、違いやお互いの良さを認め合う活動を進め、楽しい学校生活を築く。

- 児童会活動

2 いじめ問題への取組

いじめの防止

いじめのない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化する。

- 校内指導体制の確立
- 教師の指導力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度
- 道徳的な実践力を培う道徳教育の充実
- 子どもの自己肯定感の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化
- 学校基本方針の周知
- 学校基本方針による取組の評価

いじめの早期発見

児童の変化を見逃さない体制づくりと児童に関する情報を全職員で共有化し、具体的な取組とする。

- 教職員による観察や情報交換
- 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
- 教育相談体制の整備
- 情報の収集
- 相談機関等の周知

いじめに対する措置

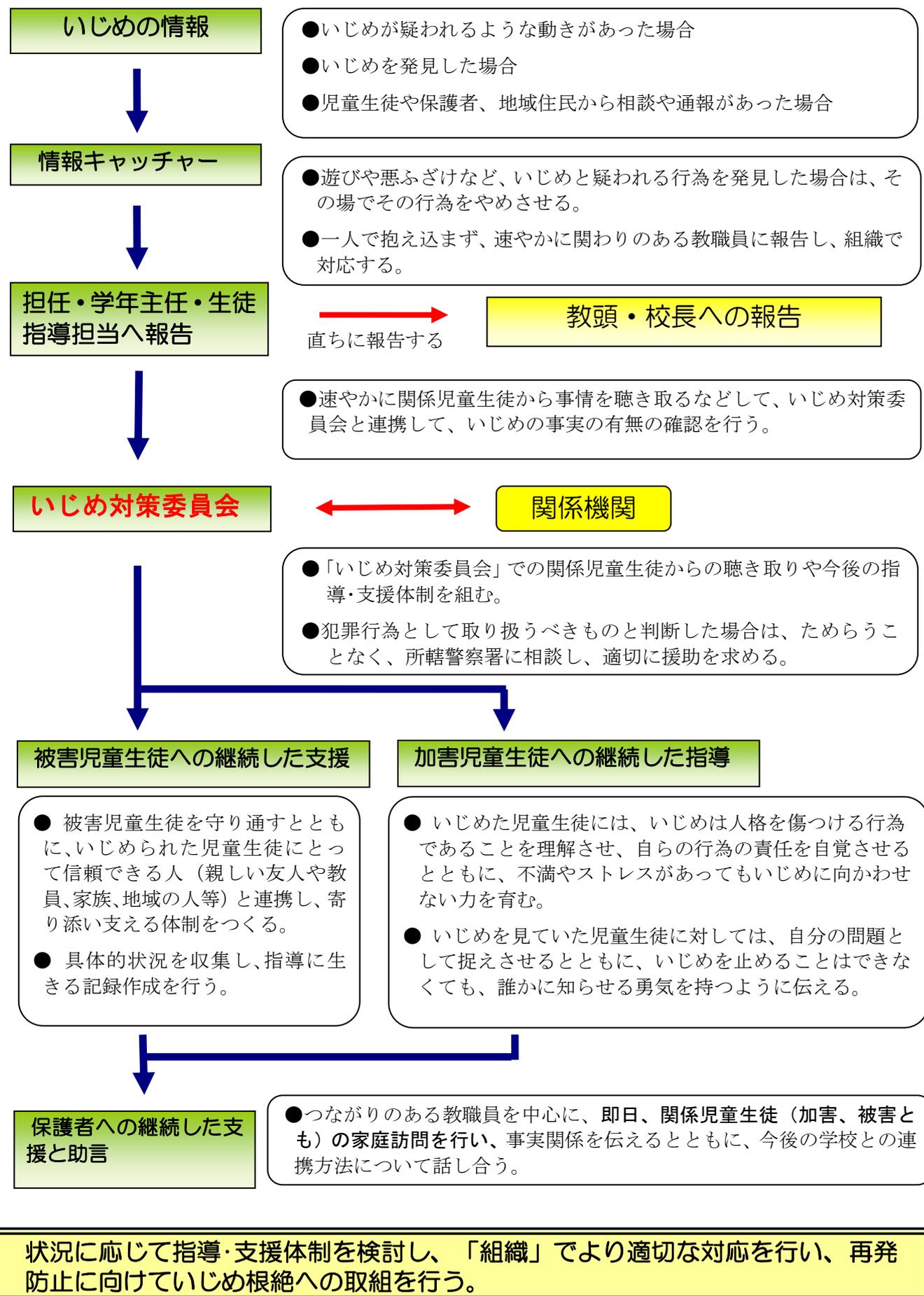
いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。この場合、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で行う。

- いじめの発見や相談を受けたときの対応
- 組織的な対応
- いじめられた児童生徒及びその保護者への支援
- いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言
- 集団への働きかけ
- ネット上のいじめへの対応

重大事態発生時の取組

- 重大事態の把握・報告
- 調査主体・組織の編成
- 調査
- 調査結果の報告

3 いじめが発生した場合の対応



4 いじめのチェックリスト

〈いじめられている子が家庭で発するサイン〉

服装・持ち物・金銭

衣服が汚れていたり、破れていたりすることがある。

持ち物が頻繁になくなったり、壊れたりしている。

かばんや教科書に落書きがされている。

急に金遣いが荒くなったり、たびたび金銭を持ち出ししたりする。

友人関係

友達の話をしなくなる。外出を嫌がる。

いやなあだ名で呼ばれている。

友達の電話に出たがらない。

友達からの呼び出しが増える。

携帯電話等のメールの内容を気にしすぎる。

家庭学習

急に学習意欲がなくなる。

成績が急に低下している。

家庭での学習の時に、ぼんやりと考え事をする姿が見られる。

態度やしぐさ

どことなくおどおどしている。感情の起伏が激しい。

元気がなく表情がさえない。忘れ物も多くなる。

家族と視線を合わせようとしめない。

朝の起床や登校が遅くなる。登校を嫌がる。

体の不調を訴えて、遅刻早退をする。

部屋に閉じこもりがちになり、時々泣いているようだ。

体や体調

傷やあざがあるのか、腕や足、首など隠そうとする。

寝言を言ったり、うなされたりする。

〈いじめている子が家庭で発するサイン〉

買ってやった覚えのない品物を多く持っている。

お金の使い方が荒くなる。

学校からの帰りが遅く、言葉づかいや素行も悪くなる。

友達への電話なのに、命令的な口調で話す。

友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話したりする。

他人から借りた洋服を着ている。

5 年間活動計画（研修計画も含む）※月に1回 児童理解の日を開く

月	活動内容	月	活動内容
4月	基本方針についての共通理解	10月	
5月	いじめ対策委員会での共通理解	11月	人権週間に向けた取組
6月	教育週間中の取組	12月	
7月		1月	
8月	アンケート調査の共通理解・対策	2月	
9月		3月	取組の反省と次年度に向けて

※毎月、心の時間に心のアンケートを実施する。

6 様々な相談機関

相談機関	電話番号	住所・メールアドレス	相談可能な時間
長崎市子ども部子育てサポート課	825-5624	親子ホットライン	0120-72-5311
長崎市少年センター	825-1949	子ども・家庭110番	844-1117
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	子どもの人権110番	0120-007-110
長崎市教育委員会（生徒指導係）	829-1195		

